

(設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置される高島市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長および教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者から、当該協議をすべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、公益上必要があると認められる場合で、市長または教育委員会の発議により議決したときは、会議を非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第6条 市長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録は、非公開の場合を除き、公表する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議に諮って決定する。

付 則

この要綱は、平成27年8月20日から施行する。